

給付年金コーナー

～国民年金保険料免除等の申請について～

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、秩父年金事務所または町民課で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成31年度分（平成31年7月分から令和2年6月分まで）の免除等の受付は、令和元年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、秩父年金事務所または町民課へご相談ください。

～国民年金保険料の金額について～

平成31年度の国民年金保険料額は、月額16,410円です。

国民年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限（平成16年度価格水準で16,900円）に達し、引上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除税度が施行されることに伴い、平成31年度分より、平成16年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がります。

実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規程により、各名目賃金の変動に応じて毎年度改定されます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

～有料広告を掲載できます～

広報ながとろ「くらしのメモ」と町HPには有料で広告を載せることができます。詳しくは町HPをご覧になるか企画財政課へお問合せください。

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線222

フェイスブック・インスタグラムの公式アカウントを開設しています！

フェイスブック
「長瀬町 (Nagatoro)」



インスタグラム
「なが撮ろ」



◆ 介護保険料の納め忘れはありませんか ◆

介護保険は支え合いの制度です。介護保険料の納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

介護サービスが必要となった時のために安心してサービスが利用できるよう、介護保険料の納付にご協力をお願いします。災害等の特別な事情がなく滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。納付が困難な場合は、そのままにせず介護保険担当までご相談ください。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

今月の学校給食費

5月分の学校給食費は、5月10日(金)に口座振替となりますので、残高をご確認ください。